

2022年12月6日

「経営委員会から執行部へ検討を求める事項等」についての検討結果

執行部で検討した結果、「日本放送協会放送受信規約 素案」を総務大臣に認可申請する「日本放送協会放送受信規約 変更案」としました。

視聴者・国民のみなさまからいただいたご意見等を踏まえ、今回の日本放送受信規約の一部変更の内容や割増金の取り扱い等について今後丁寧にご説明していきたいと考えており、説明資料を追加して公表することとします。

放送法改正等に伴う 日本放送協会放送受信規約の一部変更について

- 法令(放送法と放送法施行規則(総務省令))の改正等に対応するため、2023年4月から、放送受信規約を一部変更したいと考えています。

放送受信規約(素案)の概要

| | |
|---------------|---|
| 法令の改正 への対応 | <ul style="list-style-type: none">• 2022年10月に、受信料の適正かつ公平な負担を図るための制度の整備を含む改正放送法が施行されました。• あわせて、受信契約の条項に定める事項などを規定する総務省令が改正されました。• 今回、改正放送法第64条に受信契約の申込み期限を放送受信規約に定めなければならないことが規定されましたので、新たに「受信契約の申込み期限」を規定します。• このほか、割増金に関する規定など、法令の改正に伴い必要となる放送受信規約の変更を行います。 |
| その他 | <ul style="list-style-type: none">• 支払い手段の多様化への対応や個人情報保護法の改正に伴う告示の変更等、必要な規定の変更を行います。 |

放送受信規約(素案)の内容

- 放送受信規約(素案)の条文ごとの変更内容は以下の通りです。

| 変更する事項 | | 素案の内容 | |
|-------------|-----------|--|---|
| 法令の 改正対応 | 第3条 | 改正放送法第64条第3項第2号に基づき定める受信契約の申込み期限を、現行の受信規約で「遅滞なく」とされていることとの整合性等から「受信機の設置の月の翌々月の末日まで」と規定 | |
| | 割増金 関連 | 第12条 | 割増金が導入されても、NHKの価値や受信料制度の意義をご理解いただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはなく、割増金は事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用していく方針であるため、「請求することができる」と規定 |
| | | 第12条 | 改正放送法第64条第3項第4号イに基づき定める割増金の対象となる具体的な不正として、「解約」と「免除」を虚偽の内容で届け出ることを規定 |
| | | 第12条 | 改正放送法第64条第3項第4号ロに基づき定める受信契約の申込み期限を過ぎた場合の割増金について、割増金の対象期間や、地上契約をされている方が衛星放送の受信設備を設置された場合も適用されることを規定 |
| | 第12条の2 | 国内類似法制度の水準や割増金は公平負担の実現を期待して導入された制度であることを踏まえて、割増金の倍数は改正省令で定める上限の「2倍」と規定 | |
| | 第12条の2 | 延滞利息も事情により請求しない場合があることを明確にするため「請求することができる」と規定 | |
| | 付則 | 変更規約の施行以前の受信機設置者の割増金の取扱いについて、契約申込み期限は「変更後の受信規約施行日の翌々月末日まで」、割増金を請求する期間は「変更後の受信規約施行後の期間分」と規定 | |
| その他 法令関連 | 第2条 | 改正総務省令第23条第2号に基づき定める「受信契約を締結する必要がない場合」について、「事業所等住居以外」の場合の必要がない場合を規定(「住居」は放送法第64条第1項に規定がある) | |
| | 第4条 | 改正総務省令第23条第3号に基づき定める「契約の成立時期」について、2017年の最高裁大法廷判決を踏まえ「受信機の設置者とNHKの双方の意思表示の合致の日に成立する」と規定(実務の影響や運用の変更はない) | |
| その他 | 支払い手段の多様化 | 第6条 | 視聴者の利便性向上のため、「継続振込」による支払いを紙の払込用紙以外でも行えるように「払込用紙(電磁的方法により提供される場合を含む。)」と規定 |
| | 個情法改正 | 第13条の2 | NHKが順守する個人情報保護に関するガイドラインの改正等に対応するため規定を一部変更 |
| | 用字の整理 | 第7条 | その他、受信規約内の一部の用字の統一(「以下の」→「次の」) |

割増金に関する放送受信規約(素案)の内容

◆ 改正放送法の規定 (第64条第3項第4号)

次に掲げる場合において協会が徴収することができる受信料の額及び割増金の額その他当該受信料及び当該割増金の徴収に関する事項

- イ 不正な手段により受信料の支払を免れた場合
- 正当な理由がなくて第二号に規定する**期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合**

◆ 割増金に関する放送受信規約(素案)の内容

| 割増金の主な規定事項 | | 放送受信規約(素案)の内容 |
|------------|--|--|
| 割増金の対象 | イの割増金 不正な手段により受信料の支払を免れた場合 | 第12条第1項の各号(1)～(3)の事由に該当する場合に、「請求することができる」ことを規定したいと考えています (1) 「 解約 」の不正 } 虚偽の内容の内容で届け出る不正については悪質性が高いものを (2) 「 免除 」の不正 } 具体的に規定 (3) その他の不正 |
| | □の割増金 正当な理由がなくて期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合 | 改正放送法第64条第3項第2号に基づき定める契約申込み期限を「受信機の設置の翌々月の末日まで」として、期限が過ぎた場合に「請求することができる」と規定したいと考えています 2023年 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2～3か月の申込期間があれば視聴者からNHKに対し十分に受信契約を申込みいただくことができ、NHKからも申込みを促す等の必要なご案内が可能 ・ すでに「地上契約」を結んでいて、新たに衛星放送の受信設備を設置された場合も適用 |
| 割増金の額 | 国内類似法制度の水準や公平負担が実現されることを期待して導入された制度であることを踏まえて、割増金の倍数は改正省令で定める上限の「 2倍 」と規定し、所定の受信料の2倍に相当する額を割増金として請求することができる」と規定したいと考えています | |

【参考】改正放送法(主に割増金)への対応の考え方NHK

◆ 割増金についてのNHKの方針

- 割増金が導入されても、NHKの価値や受信料制度の意義をご理解いただき、納得してお手続きやお支払いをいただくという、これまでのNHKの方針に変わりはありません。
- 割増金は、事由に該当する場合に一律に請求するのではなく、個別事情を総合勘案しながら運用していくものと考えています。

法改正の国会審議の経緯〔第208回国会参議院総務委員会(令和4年6月2日)〕

〔金子総務大臣答弁〕

- 「正当な理由がなくて第二号に規定する期限までに受信契約の申込みをしなかつた場合」の割増金について、「NHKの放送を受信できる受信設備を設置した方とNHKとの契約が促され、受信料の公平な負担が実現されること」を期待した制度である。
- 本法案をお認めいただいた場合においても、引き続きNHKが国民・視聴者の皆様に丁寧な説明を行い、十分な理解をいただいた上で受信契約を結んでいただくことが重要と考えている。

〔附帯決議(抜粋)〕

- 協会は、受信契約の締結に応じない者を対象とする割増金制度について、まず受信契約についての理解を得るため最大限努力し、真にやむを得ない場合にのみ割増金の徴収を行うこと。

- NHKでは、割増金をはじめとした今回の法令改正に伴う放送受信規約の変更内容やNHKの考え方をみなさまにご理解いただけるように、NHKホームページや広報資材を活用して周知・広報を行っていきたいと考えています。
- 具体的には、以下のようにNHK「受信料の窓口」サイトの「よくある質問集(FAQ)」に「割増金について」を追加するとともに、お客様にお渡しする広報資材の充実や、電話でのお問い合わせをいただいた際に適切にご案内できるようにコールセンターのオペレーターの研修の充実などにも取り組んでまいります。

<NHK「受信料の窓口」サイト> ※2023年4月までに改修予定

(「よくある質問集」(FAQ)ページ)

受信料制度・受信料のお支払について

- ▶ 受信料制度について
- ▶ 受信契約に関するお問い合わせ
- ▶ 新規契約・衛星契約のお手続き
- ▶ 転居のお手続き
- ▶ 解約のお手続き

追加
> 割増金について

FAQの充実

【FAQページの展開イメージ】

▼ 割増金について

- ・割増金とは何か
- ・割増金はどのような場合に請求されるのか
- ・割増金の額はいくらか

⋮

※その他、「契約の成立時期」に関するQA等についても該当ページに掲載

(検索機能) よくある質問集

キーワード

検索機能を改善

知りたい情報を把握しやすいようにキーワード検索機能の充実を図り、利便性を向上